八八、河辺町山鳥坂四三三の一から四三三の五まで、河辺町川上一一六、一一三八から一一四一まで、一一四七、一一四八、喜多郡内子町本川七六五、七六六、一三五八、一三五九、一三六八から一三七〇まで、立石二一一五の一、二一一九から二一二一まで、二一二七、二一二八の一、二一二八の二、二一二九から二一三一まで、二一三三から二一五〇まで、二一五一の一、二一五一の二、二一五三、二一五七、二一五八、二二一五、二八〇九、二八五六、二八六二、臼杵三四八六の一、三四九一の一、三四九八から三五〇四まで、三五一一の二、三五一二、三五一三の一から三五一三の四まで、三五一四、三五一五の一、三五一六の一、上川一九二三、一九二六、二六六三から二六六五まで、二六六六の一、二六六六の二、二六八五、三〇一六、三〇一七、三〇三九から三〇四一まで、三〇四九、四四三八から四四四〇まで、四四四四、四四四五、四四四五の二、四四九二、四四九四、中川二二八八、二二九〇、二二九一、二二九三、二二九二の一、二二九四の一、三三一〇、三三一一、三三一五の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

肱川町山鳥坂五二一九・五二二一から五二二三まで・五二二五・五二二七から五二三五まで・五二四四・五二五七・五二五八・肱川町中津一四四三の一・肱川町中居谷九三二・肱川町宇和川四〇八八・河辺町山鳥坂四三三の一・河辺町川上一一六・一一四一・一一四七・一一四八・臼杵三五一一の二（以上二十六筆について次の図に示す部分に限る。）、肱川町名荷谷一六六九、一六七一、一六七二の一、上川一九二三、一九二六、二六六三から二六六五まで、二六六六の一、二六六六の二、二六八五、三〇一六、三〇一七、三〇三九から三〇四一まで、三〇四九、立石二八五六、中川二二九〇、二二九一、二二九二の一、二二九三、二二九四の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年六月五日農林水産省告示第八百五十二号（二に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年六月二日農林水産省告示第八百二十一号（二に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年六月五日農林水産省告示第八百五十二号（二に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年五月九日農林水産省告示第六百十四号（九に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

六(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十月二十三日農林水産省告示第千六百八十一号（四に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町上川三一七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一九二四、一九二五、一九二六の二、一九三一、一九三六、三一七〇の二、三一七二から三一七四まで、三一七五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上川三一七〇の一・三一七〇の二・三一七四・三二一五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一九二四、一九二五、一九二六の二、一九三一、一九三六、三一七二、三一七三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成九年七月二十四日農林水産省告示第千二百十四号（四に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年九月十一日農林水産省告示第千四百八十二号（三に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年八月十八日農林水産省告示第千四百八十五号（二に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）